

## 第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会 開催地の内定について

### 1 概要

令和 10 年の第 82 回国民スポーツ大会（冬季大会・本大会）について、令和 5 年 6 月 1 日付けで、（公財）日本スポーツ協会会長及び文部科学大臣あてに「開催申請書」を提出した。

この申請に基づき、令和 5 年 7 月 20 日の（公財）日本スポーツ協会理事会において、長野県が、令和 10 年開催の第 82 回国民スポーツ大会（冬季大会・本大会）の開催地として内定された。

また、第 82 回国民スポーツ大会の内定により、同年の第 27 回全国障害者スポーツ大会の開催地としても内定となった。

### 2 大会開催までの主なスケジュール（開催手続関係）

年 月		内 容
平成 29 年	7 月	開催地として内々定
令和 5 年	7 月	開催地として内定
令和 7 年		（公財）日本スポーツ協会及びスポーツ庁による 総合視察 開催地として決定
令和 10 年		第 82 回国民スポーツ大会（冬季大会・本大会）及び 第 27 回全国障害者スポーツ大会の開催

### 【参考】

#### （公財）日本スポーツ協会「国民体育大会開催基準要項」（抜粋）

##### 14 大会開催の申請

- (1) 開催申請書提出順序了解県は、都道府県体協会会長、都道府県知事及び教育委員会教育長が連署の上、日本スポーツ協会会長及び文部科学大臣宛に開催申請書を提出するものとする。

～（中略）～

##### 15 大会開催地の内定及び決定

- (1) 日本スポーツ協会は、前項の申請に基づいて調査審議の上、文部科学省と協議し、原則として大会開催年の 5 年前の年の 9 月末日までに大会開催地を内定する。

#### （公財）日本パラスports協会「全国障害者スポーツ大会開催基準要綱」（抜粋）

##### 16. 大会開催地の内定及び決定

大会の開催地については、国民体育大会開催基準要項に規定する国民体育大会の開催地の内定及び決定の時をもって、それぞれ内定及び決定をしたものとみなす。